

【資料第4号】
子ども家庭部幼児保育課

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正があったことから、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第43号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第21条（虐待等の禁止）

「児童福祉法第33条の10各号」を「法※第27条の2第1項各号」に改める。

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

(2) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第九条第二項まで（略）	第一条から第九条第二項まで（略）
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。 【別記1】	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。 【別記1】
第九条第四項から第二十条まで（略） (虐待等の禁止)	第九条第四項から第二十条まで（略） (虐待等の禁止)
第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第二十二条から二十七条まで（略）	第二十二条から二十七条まで（略）
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

【別記 1】

改正後（案）

園児の区分	員数
一　満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三　満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四　満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び付則第八項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

現行

園児の区分	員数
一　満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三　満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四　満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び付則第八項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。